

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」の
一部改正について

「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 347 号）附則第 2 条第 1 号の経過措置に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等並びに「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等については、先に「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成 19 年 6 月 18 日付け医政総発第 0618001 号医政局総務課長通知。以下「平成 19 年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成 19 年通知の一部を改正したので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号別紙 3）の第 4 の 4（9）イ①d 等にあるように、「医師○○○○（○○学会認定○○専門医）」のような形態を主に想定しているので、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

記

平成 19 年通知の別紙中、【医師の専門性資格】の項のうち団体名の一部を以下のとおり改める。

改正後	現行
公益社団法人 日本胸部外科学会	特定非営利活動法人 日本胸部外科学会

以上